

# わが川流域水循環計画

【ホタルが舞い、カジカが遊ぶ流域づくり】

平成27年10月

県南広域振興局

(保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター)

## 【目 次】

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	流域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 森林の現状	
	(2) 河川や水路の現状	
	(3) 水質の現状	
3	宣言・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	私たちの目指す方向・・・・・・・・	3
5	私たちの取組・・・・・・・・	3
	(1) “きれいな水を生む森づくり”の取組	
	(2) “きれいな水が流れる川づくり”の取組	
	(3) “きれいな水を守る環境づくり”の取組	
	(4) “きれいな水を守る人づくり”の取組	
6	計画を進める体制・・・・・・・・	5
7	計画のイメージ図・・・・・・・・	6

### 《資料編》

資料1	誰にでも、すぐに始められる水をきれいにする取組(例)・・・・・・・・	1
	(1) 家庭でできること	
	(2) 地域・住民団体ができること	
	(3) 企業等ができること	
	(4) 行政ができること	
資料2	北上地方における様々な団体の活動内容の紹介・・・・・・・・	3
資料3	岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例等・・・・・・・・	6

# 1 はじめに

水は、生き物にとってなくてはならないものであり、飲み水や生活用水、稲作などの農業用水、工業用水などにも利用される大切な資源です。

山に降った雨は、森林に蓄えられ、少しずつ流れ出て川となり、いくつかの川が集まって、やがて海にたどり着きます。海の水は、水蒸気となり雨や雪になって陸に降るという循環を繰り返しながら、いろいろな生命を育んでいます。ですから、森は川に、川は海にきれいな水を引き渡すことが大切です。

この「わが川流域水循環計画<sup>(※)</sup>」は、きれいな水が流れるふるさとの森と川を、次の世代に引き継ぐための大まかな取組や、きれいな水を守るために、地域に住む方々が、お互いにできることから実行していくための考え方を示したものです。

※「わが川流域水循環計画」：北上市、西和賀町を一つの流域と考え、2市町全域を対象としています。計画名は、2市町を流れる代表的河川である和賀川に、自分たちの川「我が川」をかけて「わが川流域水循環計画」としました。

## 2 流域の現状

和賀川上流部の西和賀地域は、豊かな自然環境に恵まれ、「雪」を源とする水資源の豊富な農村地帯となっています。また、下流部の北上地域は、県内有数の水田面積を有する農村地帯であるとともに、企業の集積が進んだ工業地帯ともなっています。したがって、この和賀川流域は、農業や工業などのいろいろな分野において、水資源が多面的に利用されている地域と言えます。

流域を「森林」「河川や水路」「水質」という三つの観点で見た現状は、次のとおりです。

### (1) 森林の現状

#### <状況>

- ◇ 森林所有者は親から子へ世代が替わり、国産木材の価格が長期間にわたり安値が続いていることもあって、森林整備に対する意欲が低くなってきています。このことから、間伐<sup>(※)</sup>などの森林整備が行われず、森林の水を蓄える機能の低下が心配されています。

※「間伐」：木が大きくなり、隣どうしが混み合ってきた時に、林の生長に適した混み具合になるように調節するため、木と木の間隔を調整するように伐り倒してやることです。

- ◇ 上流部の西和賀地域では、広葉樹の森も多く、カタクリの群落や各種希少動植物も多く見られるなど、豊かな自然環境が残されています。

#### <取組>

- 地域住民やボランティアなどにより森林の手入れをする活動が行われています。

#### <森林に対する住民の声>

- ◆ 間伐しないとどうにもならない森林があるが、今の木材価格では森の手入れができない。
- ◆ 地域の住民などによる森林整備の支援が必要である。
- ◆ 水を蓄える力のある森林整備が必要である。
- ◆ 間伐した木材の利用に取組む必要がある。
- ◆ 森林の保全管理造成に努めている林業団体の活動実績を評価する必要がある。

## (2) 河川や水路の現状

### <状況>

- ◇ 和賀川流域の河川は、主として洪水対策としてダムの整備や河川の改修が行われてきました。一方、希少動植物のゲンジボタルやユビソヤナギなどが生息する豊かな自然環境が多く残されており、その保全が大切となっています。また、下流部においては、水と親しむためのふれあい広場などの河川公園が整備されています。
- ◇ 農業用の水路は、管理がしやすいコンクリートでの整備が多くなっていますが、地域の状況や住民からの要望を聴きながら、関係者と話し合い、動植物の生息環境や周辺の景観に配慮した水路も作られています。

### <取組>

- 地域住民などが主体となった河川愛護活動が各地域で行われています。
- 農業用の水路の整備においては、生き物調査の実施や地域住民を交えた整備に関する意見交換会を開催したり、専門家からの指導助言を受けるなどしながら、環境との調和に配慮した取組を進めています。

### <河川や水路に対する住民の声>

- ◆ 堤防ができ危険はなくなったが、子供が水遊びするような環境ではなくなった。
- ◆ 小川をコンクリートにして、魚がいなくなった。
- ◆ 多忙な親と学校教育の中で、川は危険な場所であるとの指導から、子供の日常から川は遠い存在となっている。小川で魚釣りする姿も消えてしまっている。
- ◆ 近年の河川工事等による河川環境への影響（水生生物の減少、堆砂による魚類の変遷）は甚大である。

## (3) 水質の現状

### <状況>

- ◇ 和賀川の水質は、北上市の広表橋より上流で環境基準<sup>(※)</sup> AA類型、下流で環境基準A類型になっており、おおむね良好となっています。  
※「環境基準」：生活環境を守るうえで維持されることが望ましい値で、AA類型は自然な環境が守られている状態、A類型は水浴などが出来る状態を示しています。
- ◇ 上流部の西和賀地域は、豊富な水資源に恵まれ、ミスバシヨウの群落が多く見られるなど、貴重で豊かな自然環境が残されています。

### <取組>

- 地域団体などが中心となって、家庭から出る排水によって水が汚れることを防止する活動が行われています。
- 家庭からの排水の水質浄化のために、公共下水道や農業集落排水<sup>(※)</sup>、合併浄化槽<sup>(※)</sup>などの整備を進めており、汚水処理人口普及率<sup>(※)</sup>の向上に努めています。  
※「農業集落排水」：農村地域を対象とする下水道施設のことです。  
※「合併浄化槽」：台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水を微生物を利用してきれいな水にする水槽のことです。  
※「汚水処理人口普及率」：公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの汚水処理施設の整備人口を総人口で割ったものです。

- 工場や事業所からの排出水の基準値が守られるよう立入検査や水質測定を行っています。
- 農業分野では、家畜排せつ物処理施設<sup>(※)</sup>の整備が進み、一定規模以上の農家全戸の整備が完了しています。また、農作物の減農薬栽培などの取組を進めています。

※「家畜排せつ物処理施設」：牛や豚などの家畜の糞や尿により水質汚染などの問題が起きないように適正に処理または管理するための施設のことで。

### ＜水質に対する住民の声＞

- ◆ 生活排水の対策が必要である。
- ◆ 水質対策としては、下水道などの整備が重要である。
- ◆ ホタルなどがいなくなったのは農薬を使いすぎたからではないか。
- ◆ 他地域からのゴミの不法投棄が目につく。
- ◆ 子供たちが河川の水質調査をしたり、魚を見たりする機会を増やすことで水を汚さない心を育むことが大切である。
- ◆ ゴミの不法投棄などを防止するには、子供の頃からの教育が重要である。

## 3 宣言

私たちは、協力して、ホタルが舞いカジカが遊ぶようなきれいな水に戻し、海に渡します。

## 4 私たちの目指す方向

- (1) きれいな水を産む森づくり

私たちは、安定した水供給のできる、手入れがいきとどいた森林をつくります。

- (2) きれいな水が流れる川づくり

私たちは、子供たちが安心して水辺で遊ぶことができ、生き物が育まれる緑豊かな水辺のある川づくりを目指します。

- (3) きれいな水を守る環境づくり

私たちは、飲み水や農業用水としても安全な水を保つため、水を汚す原因を取り除く活動を行います。

- (4) きれいな水を守る人づくり

私たちは、次の世代に清流を引き継ぐため、水の役割を学び、きれいな水を守る人や団体を育てます。

## 5 私たちの取組

- (1) “きれいな水を産む森づくり”の取組

- 北上市飯豊地区では、地元のシンボルである「飯豊の森」の整備を行っていますし、北上市

口内町では、「美しい里山づくり推進協議会」による愛宕山の森林整備が行われています。このような地域住民による森づくりの活動をさらに広げます。

- 間伐や枝打ちなどにより、林床植物<sup>(※)</sup>の発育を促進し、森林の保水機能を高めます。

※「林床植物」：林床とは林内の地表面のことで、林床に生える植物を林床植物といいます。

- 森林所有者はもとより、ボランティアの参加も得ながら森林整備を進めます。

- 木質バイオマス利用機器<sup>(※)</sup>の導入を促進し、森林資源の循環的な利用を進めます。

※「木質バイオマス利用機器」：樹木の幹や皮などの木質エネルギーを燃料とするボイラーやストーブなどの機器のことで、燃料は木材をチップ状にした木材チップやおが粉を圧縮して粒状にしたペレットなどがあります。

### 【活動指標】

指標名	現状値	目標値
ボランティアによる森林整備実施回数	(H26) 6回	(毎年) 6回
間伐面積	(H26) 280ha	(H36) 352ha

注) カッコ内の数字は現状・目標年(年度)

## (2) “きれいな水が流れる川づくり”の取組

- 地域の人びとが交わり、一緒になった川づくりの取組を進めます。
- 川の環境を保全しながら、水と親しむ場をつくる取組を進めます。
- 河川改修や農業用の水路の整備では、環境との調和に配慮した取組を進めます。

### 【活動指標】

指標名	現状値	目標値
河川・水路整備公共事業における希少野生動植物等の保護対策率	(H26) 100%	(毎年) 100%
地域の人びとが水と親しむ場をつくる取組数	(H26) 10回	(毎年) 10回
ホタルの生息が確認される地点数	(H24) 71箇所	(H36) 71箇所
カジカの生息が確認される地点数(定点13箇所) 和賀川本流(湯田ダム上流・下流各3箇所)、本内川、南本内川、北本内川、菱内川、鈴鴨川、尻平川、夏油川、各1箇所	(H26) 11箇所	(H36) 13箇所
きれいな水の指標となる水生生物が確認される地点数(定点はカジカ指標と同じ)	(H26) 13箇所	(H36) 13箇所
環境省等水生生物調査できれいな水の指標となる水生生物が確認される割合	(H26) 100%	(毎年) 100%

注) カッコ内の数字は現状・目標年(年度)

## (3) “きれいな水を守る環境づくり”の取組

- 地域団体などの呼びかけによる、各家庭の台所、風呂、洗濯などに使った水(生活排水)で川を汚さない活動をさらに広げます。
- 「和賀川の清流を守る会」では、ゴミの不法投棄防止のための河川パトロールや清掃活動などを行っており、このような地域住民などによる河川パトロールや河川清掃、啓発活動の取組を進めます。
- 河川の水質調査や工場、事業所などの排水測定を行います。
- 家畜排せつ物の管理を適正に行い、土づくり資源としての有効利用を進めます。

- 農薬や化学肥料を減じた特別栽培などの環境にやさしい農業への取組を進めます。
- 農業用廃プラスチック<sup>(※)</sup>の適正な処理を進めます。  
※「農業用廃プラスチック」：農業で使用したプラスチック資材のことで、ビニールハウスのビニールや肥料袋、マルチフィルムなどがあります。
- 公共下水道や農業集落排水、合併浄化槽の整備を進めます。

#### 【活動指標】

指標名	現状値	目標値
污水处理人口普及率 <sup>(※)</sup>	(H25) 86.2%	(H31) 92.3%
河川等のクリーン活動件数	(H26) 10件	(毎年) 10件
公共用水域 <sup>(※)</sup> でのBOD <sup>(※)</sup> 環境基準達成率	(H25) 100%	(毎年) 100%
農業用廃プラスチック適正処理割合	(H26) 100%	(毎年) 100%

注) カッコ内の数字は現状・目標年(年度)

※「污水处理人口普及率」：公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽などの污水处理施設の整備人口を総人口で割ったものです。目標値は暫定値として設定。

※「公共用水域」：一般市民、事業者、農業者などが広く利用している河川などを言います。

※「BOD(ビーオデー)」：水の汚れ具合を表す物差しの一つで、この数字が大きくなるとそれだけ水が腐りやすいことを表しています。

#### (4) “きれいな水を守る人づくり”の取組

- 各団体や地域の集会などの場を利用して、「わが川流域基本計画」をお知らせし、みんなできれいな水を守る取組を進めます。
- きれいな水を守るための取組を学ぶ機会を増やします。
- 子供たちが森、川、里などで自然にふれあい、自然や水の大切さを学ぶ活動を広げます。
- 環境について学ぶ活動を行っている団体を増やし、子供たちや地域が行う環境学習の機会を増やします。
- 地域の森や川、水田などを活用して環境活動を教える指導者を育て、民間団体や学校などでの活動を広げます。

#### 【活動指標】

指標名	現状値	目標値
子供たちの「きれいな水を守る活動」への参加者数	(H26) 703人	(毎年) 700人
地域でのきれいな水循環への理解を深める場の開催回数	(H26) 10回	(毎年) 10回

注) カッコ内の数字は現状・目標年(年度)

## 6 計画を進める体制

計画の期間は、平成27年度から平成36年度までの10年間とします。なお、計画の内容については、必要に応じて見直します。

この計画を実現していくには、何よりも地域の方々の主体的な取組が不可欠です。「わが川流域のきれいな水循環を推進する協議会」<sup>(※)</sup>を中心として、地域の方々の主体的な取組を促し、事業者や民間団体、行政などがそれぞれに役割を果たしながら、みんなで計画を推進していきます。

※「わが川流域のきれいな水循環を推進する協議会」：この計画の策定と推進に携わり、きれいな水循環の実現に取り組む地域団体や関係機関、森林組合や農協、行政機関等で構成される協議会です。

## 7 計画のイメージ図

